

## 美幌町高齢者保健福祉・介護保険事業計画について

### (1) 委員の役割について

美幌町高齢者保健福祉・介護保険事業推進委員会  
(根拠条例：美幌町附属機関に関する条例)

- 所管事項
  - ・高齢者福祉計画の策定、介護保険事業計画の策定に関すること
  - ・上記各計画の推進に関すること
- 構成
  - ・保健、医療及び福祉に関する機関又は団体等の関係者
  - ・公募により選任された町民
- 任期
  - ・3年間

### (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

#### ○計画の構成

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての市町村に策定が義務付けられている「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づき市町村に策定が義務付けられた「介護保険事業計画」を一体的に策定した法定計画です。

国の基本指針

市町村介護保険事業計画

- 現計画期間：令和6年度～令和8年度
- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- 各年度における必要定員総数
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定

#### ○ 基本的な考え方

2040年（令和22年）には介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれており、このような状況を見据え、「第9期の取組を承継発展させる」とともに、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図る必要があります。

町の状況や介護保険制度改正の考え方を踏まえ、本計画では「高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって、互いに支え合いそして安心して暮らせる町の実現」を目標・視点としております。